

臨床倫理委員会で承認された医療

当院の臨床倫理委員会にて、下記薬品の適応外使用が承認されました。この使用方法是広く一般的に認められていることから、各患者さんに適応外使用であることを説明して同意をいただく代わりに、病院ホームページにて情報を公開することとしております。この内容に関してご質問がある場合は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

医療の内容

輸液量に制限がある患者等に対する高濃度静注用カリウム製剤を用いたカリウム補正療法

診療科

全診療科

対象者

基礎疾患があり輸液量の制限等が必要で、なおかつ重篤な低カリウム血症を呈しており、添付文書の承認された方法よりも濃い濃度で静注用カリウム製剤を点滴しカリウム補正が必要な低カリウム血症患者

承認日

令和7年4月18日

対象期間

承認日より永続的に

概要

低カリウム血症の補正においては、重篤な場合や内服薬が困難な場合に、注射用製剤が使用されます。注射用カリウム製剤は添付文書上、40 mEq/L 以下に希釈し、20 mEq/h を超えない速度で投与し、1 日 投与量が 100 mEq を超えないことと規定されています。しかし、基礎疾患等で輸液量の制限が必要であり、なおかつ重篤な低カリウム血症を呈する患者において、添付文書の規定を逸脱して使用することがあります。

当院では以下の条件で高濃度静注用カリウム製剤を用いたカリウム補正療法を認めています。

1. 原則として HCU、救急外来のみで用いる
2. 心電図モニターを装着している
3. 中心静脈ルート（CV、PICC）から投与する
4. 濃度は 400 mEq/L 以下とする（20mEq/50mL で調剤する）
5. 速度は 20 mEq/時間以下とする
6. 20 mEq/時間で投与する場合は、原則として 1 時間ごとに血液検査で血清カリウム値を確認する

予想される不利益と対策

高濃度の注射用カリウム製剤の投与により、予想以上に血清カリウム値が上昇することがあります。その場合、不整脈や心停止を起こすことがあるため、必ず患者に心電図モニターを装着し、定期的に血清カリウム値のモニタリングを行います。また、異常が認められた場合は速やかに減量もしくは中止し、適切に対処します。

これらの副作用や合併症のために、入院あるいは入院期間の延長、緊急の処置が必要になることがあります。その際の費用は通常の治療費と同様に取り扱います。また、適応外使用は、国の副作用被害を補助する制度（医薬品副作用被害救済制度）の対象外となります。

問い合わせ先

洛和会丸太町病院 臨床倫理委員会
代表：075（801）0351